

あいちペロブスカイト太陽電池推進協議会規約

(目的)

第1 「あいちペロブスカイト太陽電池推進協議会」(以下「協議会」という。)は、太陽光発電の導入量を飛躍的に増加させる可能性がある、ペロブスカイト太陽電池を地域に最大限導入することを目的とする。

(協議事項)

第2 協議会は、ペロブスカイト太陽電池の実証事業の実施方法、モデルケースの確立、PR方策、導入ポテンシャル調査、導入拡大に向けたボトルネックの把握・解決策、行政の支援策等の検討について協議する。

(構成メンバー等)

第3 協議会は、別表に掲げる構成メンバーをもって組織する。また、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

2 協議会の構成メンバーは、新たに構成メンバーとすることが適当であるものを推薦することができる。

3 前項の推薦があった場合、協議会の全構成メンバーの同意により構成メンバーとすることができる。

(座長)

第4 協議会には座長を置く。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長は座長代行を指名し、その運営をさせることができる。

(会議)

第5 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるとき、構成メンバー及びオブザーバー(以下「構成メンバー等」という。)以外のものを協議会に出席させることができる。

3 座長は、特定の事項について、具体的な検討作業を行うため、協議会の下でワーキンググループを開催することができる。

4 協議会の会議資料及び議事要旨は、会議終了後に公開する。ただし、公開することにより、構成メンバー等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、この限りではない。

(秘密情報)

第6 本規約において秘密情報とは、情報開示者から秘密であることを明示した技術上または営業上の文書、口頭、電磁的記録媒体若しくはその他開示の方法及び媒体を問わず、開示された情報並びに協議会の活動において新たに生じた結果の一切情報(以下「本秘密情報」という。)をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

(1) 開示を受けた際、既に自ら所有していた情報

(2) 正当な権利を有する第三者により秘密保持義務を負うことなく開示された情報

(3) 開示を受けた際、既に公知であった情報

(4) 開示を受けた後、自らの責によらないで公知となった情報

(5) 開示を受けた秘密情報によることなく、独自に開発又は取得した情報

(秘密保持)

第7 協議会の活動において知り得た秘密情報については、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に本秘密情報を開示したすべての当事者(以下「開示当事者」という。)に文書による承諾を得た場合、情報を開示する第三者に対して同等の秘密保持義務を課すことを条件に開示することができる。

2 裁判所、政府機関又は法律により、本秘密情報の開示を強制された場合は、当該秘密情報を開示できるものとする。ただし、当該開示を強制された当事者は、開示の対象、範囲を最小限に留めるよう合理的な努力をするものとし、この場合、開示当事者に対して、可能な限り事前に、又はやむを得ない場合には事後直ちに通知するものとする。

3 第一項の規定については、協議会解散後5年間効力を有する。協議会を退会した場合も同様とする。

(知的財産権)

第8 協議会の活動において新たに生じた知的財産権の帰属は以下のとおりとする。

(1) 構成メンバー等が単独で行った発明、考案及びプログラム等の創作並びに著作等(以下「発明等」という。)から生じる知的財産権は、当該発明等を行った当事者に帰属するものとする。

(2) 構成メンバー等が共同して行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明等を共同して行った当事者間で協議の上決定するものとする。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、愛知県環境局地球温暖化対策課において処理する。

(その他)

第10 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、2025年5月30日から施行する。

この規約は、2025年8月29日から施行する。

この規約は、2025年10月20日から施行する。

(別表)

あいちペロブスカイト太陽電池推進協議会構成メンバー

区分	名称
座長	愛知工業大学工学部電気学科電気工学専攻 雪田和人 教授
アイデア 提案企業※	株式会社アイシン
	中部電力ミライズ株式会社
	関西電力株式会社
企業等 (50 音順)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	株式会社青山製作所
	旭鉄工株式会社
	有限会社アリヤインダストリー
	EMソリューションズ株式会社
	岩崎電気株式会社
	株式会社エイジェック
	株式会社エコスタイル
	株式会社エネテク
	オーエスジー株式会社
	株式会社大林組
	オザワ科学株式会社
	加藤軽金属工業株式会社
	河村電器産業株式会社
	特定非営利活動法人環境改善推進機構
	株式会社関電エネルギーソリューション
	株式会社北村製作所
	株式会社熊谷組
	株式会社近藤組
	サーラエナジー株式会社
	サンエイ株式会社
	三協立山株式会社
	サンコーテクノ株式会社
	サン・シールド株式会社
	三和シャッター工業株式会社
	株式会社シーエナジー
	株式会社ジェイテクト
	自動車部品栄和協同組合
	株式会社鈴木産業
	住友林業株式会社
	株式会社諏訪三社電機
	株式会社ダイワテック
	タキゲン製造株式会社
	株式会社竹中工務店
	中部国際空港株式会社
	株式会社中部プラントサービス
	d e c o 株式会社
	東邦ガス株式会社

	株式会社トーア電子
	トーエイ株式会社
	株式会社トーエネック
	豊田合成株式会社
	トヨタ自動車株式会社
	株式会社ナヴィック
	有限会社中ペン塗装店
	株式会社中村組
	株式会社中山製鋼所
	株式会社名古屋銀行
	名古屋高速道路公社
	名古屋鉄道株式会社
	ニチハ株式会社
	日揮株式会社
	日東工業株式会社
	Niterra 電力株式会社
	株式会社ニフコ
	日本高圧電気株式会社
	ノリタケ株式会社
	株式会社長谷工コーポレーション
	半田・知多地域エネルギー株式会社
	備前グリーンエネルギー株式会社
	深田電機株式会社
	株式会社ホームカラクト
	ホーユー株式会社
	前田建設工業株式会社
	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
	三ツ星ベルト株式会社
	未来工業株式会社
	名鉄E I エンジニア株式会社
	株式会社明電舎
	矢野建設株式会社
	Y K K A P 株式会社
国機関 (連携)	経済産業省中部経済産業局
	環境省中部地方環境事務所
愛知県内 市町	名古屋市
	豊橋市
	岡崎市
	一宮市
	春日井市
	豊川市
	津島市
	碧南市
	刈谷市
	豊田市
	安城市

	西尾市
	蒲郡市
	江南市
	小牧市
	東海市
	大府市
	知多市
	知立市
	日進市
	田原市
	みよし市
	扶桑町
	阿久比町
	東浦町
	武豊町
事務局	愛知県環境局地球温暖化対策課

※「あいちカーボンニュートラル戦略会議」に脱炭素プロジェクトのアイデア提案を行った企業